

沼田市公共下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る措置基準

別表1 (第8条関係)

番号	(関係法令文) 沼田市下水道条例	(関係法令文) 沼田市下水道条例 施工規程	違反内容	処分内容
1	第5条第1項 第32条第1項1号	第6条第1項	排水設備の新設等の工事に関して、事前に管理者の確認を受けずに施工したとき	・文書警告 ・指定停止6月以下または 5万円以下の過料
2	第5条1項 第20条 第32条第1項1号 第32条第1項4号	第10条第4項	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	・文書警告 ・指定停止6月以下または 5万円以下の過料
3	第20条 第32条第1項4号		その施工する排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	・文書警告 ・指定停止6月以下
4	第9条 第10条 第11条		工事の完了後1年以内にその排水設備等が当該工事のかしに起因して故障したときは、当該工事を施行した指定工事店がこれを補修するものとし、その費用は、当該指定工事店の負担とするが、これに違反したとき	・文書警告 ・指定停止6月以下
5	第7条第1項 第32条第1項3号	第9条第1項	新設等の工事完成後、5日以内に完了の届出をしないで、検査を受けなかったとき。	・文書警告 ・指定停止6月以下または 5万円以下の過料
6	第9条各項 第10各項		水質の基準に適合しない汚水を排除する施工を行ったとき。	・文書警告 ・指定停止6月以下
7	第5条、第20条		排水設備の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令規定に適合していることの確認ができなかったとき	・指定停止3月以下
8	第6条第1項	第10条	指定工事店の基準に不適合となった状態で工事をしたとき。	・指定停止3月以下
9		第13条第1項	営業所移転の届出がないとき。	・指定停止3月以下
10		第13条第1項	名称(商号)変更の届出がないとき	・指定停止3月以下
11		第13条第1項	代表者変更の届出がないとき。	・指定停止3月以下
12		第13条第1項	営業所譲渡の届出がないとき。	・指定停止3月以下
13		第13条第1項	責任技術者に異動があり届出がないとき。	・指定停止3月以下
14		第13条第1項	事業所の名称及び所在地等の変更について、虚偽の届出をしたとき。	・文書警告 ・指定取消し
15		第13条第1項	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	・文書警告 ・指定取消し
16		第10条第1項1号	群馬県内に事業所を有しなくなったとき。	・文書警告 ・指定取消し
17	第6条第3項	第10条第1項2号	登録を受けた責任技術者が専属していないとき。	・文書警告 ・指定取消し
18	第6条第3項	第10条第1項2号	事業所ごとに責任技術者を置かないとき。	・文書警告 ・指定取消し
19		第10条第1項3号	定める機械器具を有しなくなったとき。	期日を定めて欠けている機械器具を備え付けるよう文書警告する。 文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
20		第10条第1項1号	不正の手段により指定工事店として指定をうけたとき。	・指定取り消し
21	第7条第1項	第12条第1項2号	新設等の工事完成後の完了検査立会いを行わなかったとき	・文書警告 ・指定停止3月以下
22		第10条第1項1号	工事施工の申込みを受けたとき、正当な理由がなく、依頼を拒んだとき	・文書警告または口頭注意

番号	(関係法令文) 沼田市下水道条例	(関係法令文) 沼田市下水道条例 施工規程	違反内容	処分内容
23		第10条第4項	工事を適正な工費で施工しなかったとき。	・文書警告 ・指定停止3月以下
24		第10条第4項	工事契約を締結するときに、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかったとき	・文書警告 ・指定停止3月以下
25	第6条第1項 第32条第1項2号	第10条第1項1号	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	・文書警告 ・指定停止3月以下または 5万円以下の過料
26	第6条第1項 第32条第1項2号	第10条第1項1号	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき	・文書警告 ・指定停止3月以下または 5万円以下の過料
27		第10条第1項1号	管理者の求めに対し虚偽の報告や虚偽の資料提出をしたとき。	・指定取り消し
28		第10条第1項1号	口頭注意に従わないとき。	・文書警告
29		第10条第1項1号 第12条第1項1号	文書警告に従わないとき。	・指定停止3月以下
30		第6条第3項第4項	排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理ができなかったとき。	・指定停止3月以下
31		第6条第3項第4項	排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督ができなかったとき。	・指定停止3月以下
32		第6条第3項第4項	責任技術者の監理の下において、工事の設計及び施工ができなかったとき。	・指定停止3月以下
33		第10条第1項1号 第12条第1項3号	施工上の安全管理を怠り、従業員を死亡又は負傷させたとき。	・指定取り消し
34		第10条第1項1号 第12条第1項3号	個人又は法人の代表者及び役員が法令等に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	・指定取り消し
35		第12条第1項2号	災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し、管理者から協力の要請があった際、これに協力するよう務めなかったとき。	・口頭注意
36	第32条第1項5号		沼田市下水道条例第12条又は第13条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠った者	・5万円以下の過料
37	第32条第1項6号		沼田市下水道条例第18条の規定による資料の提出を求められ、これを拒否し、又は怠った者	
38	第32条第1項7号		沼田市下水道条例第28条の規定による許可を受けずに占有物件の新設等を行った者	
39	第32条第1項8号		沼田市下水道条例第5条第1項、第26条による申請書又は書類、第5条第2項、第12条又は第13条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第15条第2項第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者	